

合併協議会だより

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち

2004.8.1 第9号



八郎潟町 一日市盆踊り

幼稚園授業料を平成19年度に月額7,000円とすること
保育園保育料を合併後3年以内に国の基準の8割とすること
五城目町開発公社の運営状況に関すること

について多くの意見が出され、継続して協議を行うこととしました。



目次

第9回・第10回合併協議会	P2~7
3町施設等視察研修	P8~9
合併協定項目一覧表、お知らせなど	P10

7月13日に第9回、7月28日に第10回の合併協議会が開催されました。

これらの会議では、平成15年度合併協議会決算についての報告や農林水産業関係事業、学校教育事業、児童福祉事業、財産及び債務の取扱いなどについての協議が行われました。

各町で違いのある幼稚園授業料、保育園保育料について、新町で統一を図るため目標を定めた調整内容は継続して協議することとしました。また、財産及び債務の取扱いについて、五城目町開発公社に関することが新たに追加され提案されましたが、運営状況に関する情報が少ないことなどから資料の整理などが必要とされ、継続して協議することとしました。

第9回・第10回合併協議会

7月13日に井川町農村環境改善センターにおいて第9回合併協議会が、7月28日には五城目町役場正庁において第10回合併協議会が開催されました。

これらの会議では、平成15年度合併協議会決算についての報告や農林水産業関係事業など7つの協議事項についての話し合いが行われ、保健衛生事業など新たに3つの合併協定項目に関する調整方針が提案されました。

報告された事項

報告第18号 平成15年度合併協議会

決算について

合併協議会における事業実績や決算の内容について報告が行われ確認されました。

決算額は、歳入7,395,290円、歳出6,147,360円で歳入歳出差引額1,247,930円となっており、この差引額については平成16年度へ繰り越すことや、決算審査は3町の代表監査委員による監査が行われたことなどが説明されました。

※表1参照

協議された事項

第9回合併協議会では、継続協議となっている農林水産業関係事業、使用料・手数料の取扱いについて、委員の意見などを踏まえ、調整内容を一部修正して提案が行われ、それぞれ提案どおり確認されました。また、前回提案された学校教育事業・通学区域の取扱い、広報広聴関係事業については協議が行われ、学校教育事業については、幼稚園授業料の取扱いなどを継続して協議することとし、広報広聴関係事業については、提案どおり確認されました。

第10回合併協議会では、継続協議となっている学校教育事業関係や前



第9回合併協議会の会議の様子

回提案された児童福祉事業関係について、主に保育料についての協議が行われ、その保育料の基準などについて精査する必要があることから、継続して協議することとしました。また、3町などで構成される一部事務組合の取扱いについては、提案どおり確認されました。財産及び債務の取扱いについては、第1回合併協議会に提案している調整内容に五城目町開発公社の取扱いに関する事項を新たに加え、再提案されましたが、開発公社のあり方などについての意見や運営状況に関する資料の提出などが求められ、継続して協議することとしました。

□ 表1 決算概要

歳入 (単位:円)					歳出 (単位:円)				
款	項	予算額	決算額	備考	款	項	予算額	決算額	備考
1	負担金	3,000,000	3,000,000	3町×1,000千円	1	運営費	1,266,000	979,650	委員報酬など
2	県支出金	3,500,000	3,500,000	合併協議会支援事業費補助金		2	事務費	2,067,000	1,995,960
3	繰入金	414,000	895,287	任意合併協議会繰入金	2	事業費	3,308,000	3,171,750	合併推進業務委託など
4	繰越金	1,000	0		3	予備費	276,000	0	
5	諸収入				合	計	6,917,000	7,395,290	
	1	預金利子	1,000	3					
	2	雑入	1,000	0					
合	計	6,917,000	7,395,290				6,147,360		

協議第31号 農林水産業関係事業の

取扱いについて

【提案内容】

第8回合併協議会において、農業総合指導センターにおける経理方式や運営内容、また、県営土地改良事業における町や農家の負担割合に違いがあることから、現行のとおり新町に引き継ぐとした調整内容について検討するべきであるなどの意見があり、継続して協議することとしていました。

第9回合併協議会では、意見があった項目に関する調整内容については、農業総合指導センターについては、五城目町の経理方式の例により統合するとしていたものを町及び関係団体で組織し、町は運営経費の一部を負担するとして、また、県営土地改良事業については、現在実施している事業に限り現行の負担割合とすることで修正を行い、次のとおり提案されました。

(農 業)

- ① 地域農業マスタープラン及び農業振興地域の整備計画については、新たな計画を合併後速やかに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き続き運用する。
- ② 水田農業構造改革対策につい

ては、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成19年度から事業内容を統一して実施する。

③ 認定農業者については、現行のとおり新町に引き継ぎ、引き続き育成・支援する。

④ 農業総合指導センターについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から統合する。なお、センターは町及び関係団体で組織し、町は運営経費の一部を負担する。

⑤ 中山間地域等直接支払事業については、制度が延長された場合は継続する。

⑥ 航空防除については、新町において防除協議会の組織を統合し、事業内容の調整を図る。ただし、新協議会が組織されるまでは現行のとおりとする。

⑦ 県営土地改良の継続事業については、現行の負担割合により、新町に引き継ぐ。

⑧ 畜産振興事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、引き続き育成・支援する。

⑨ 森林整備計画については、合併後に新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き続き運用する。

(林 業)

⑩ 森林整備地域活動支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑪ 緑化推進事業については、合併時に五城目町の例により統合する。

⑫ 広域林道開設事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(水産業)

⑬ 種苗放流事業については、合併後も馬場目川漁業協同組合及び八郎湖増殖漁業協同組合が行う放流事業を支援する。

(その他)

⑭ その他国補助・県補助事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

【協議結果】

水田農業構造改革対策事業における生産調整に対する交付金が合併後どうなるのかなどの質問があり、各町でそれぞれ転作団地化の取組みなどにより交付金に違いがあるが、当該事業期間は平成16年度から平成18年度までの3カ年であり、平成18年度までは旧町単位により交付金が算定されることから、これまでの各町の取組みに対しては特に問題が生じないことが説明されました。また、3町の基幹産業である農業の振興と

して認定農業者に対する支援、転作助成のあり方などについて意見、要望が出され、国の新たな政策などとあわせて今後検討することとし、基本となる調整内容については提案どおり確認されました。

(第9回合併協議会で確認)

協議第33号 使用料・手数料の取扱いについて

【提案内容】

第8回合併協議会において、行政財産と普通財産の違い、減免措置などについての質問や五城目町開発公社が管理運営している観光施設の使用料は他施設の場合とは区分しておく必要があるなどとした意見があり、継続して協議することとしていました。

第9回合併協議会では、施設等使用料の減免措置や観光施設使用料に関する説明資料を提出し、調整内容については、行政財産使用料と施設等使用料は異なることを明記して、新たに普通財産使用料の取扱いを加えるなどの一部修正を行い、次のとおり提案されました。

① 手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 3町で差異のある手数料については、合併時に統

一する。

(2)3町で差異のない手数料については、現行のとおりとする。

②使用料の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)行政財産使用料(施設等の使用料を除く)及び普通財産使用料については、五城目町の例により、合併時に統一する。

(2)施設等の使用料については、現行のとおりとし、新町において調整する。

※保育料、上下水道使用料などについては各事業の取扱いで別途協議を行うこととしています。

【協議結果】

提案ごおりの調整内容とする事が確認されました。

(第9回合併協議会で確認)

協議第32号 学校教育事業・通学区

域の取扱いについて

【提案内容】

第8回合併協議会において提案した調整内容のうち、スクールバス運行委託形態、英語指導外国青年招致事業、通学区域について、「新町において調整する。」として提案して

いたものを「現行のとおり新町に引き継ぐ。」とし、また、幼稚園授業料については、「新町において速やかに統一を図る。」として提案していたものを、その目標を定めておく必要があることから、「平成19年度から統一し、教材費を含め月額7,000円とする。」として第9回合併協議会において一部修正を行ない、次のとおり提案されました。

①奨学資金貸付事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から新たな貸付制度を適用する。なお、合併前の貸付による償還については、現行のとおりとする。

②スクールバス運行及びその委託形態については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

③学校給食事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、給食会計は町の一般会計で処理する方向で調整する。

④英語指導外国青年招致事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑤幼稚園の管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、保育料(授業料)については、平成19年度から統一し、教材費を含め月額7、

000円とする。

⑥心の教室相談員事業については、現行のとおり3校にカウンセラーを配置する。

⑦放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑧町立学校の通学区域については、当面現行のとおりとする。

【協議結果】

第9回合併協議会では、学校給食事業における給食費を公金として取扱うこと、幼稚園の授業料を平成19年度に月額7,000円に統一すること、授業料の減免や滞納の取扱いに関する事、また、通園バスのあり方などについて意見が出され、調査検討が必要とされる事項もあることから継続して協議することとしました。

第10回合併協議会では、幼稚園授業料の減免等について、3町でそれぞれ違いがあり新町例規策定において調整を行っている内容等が説明されました。幼稚園授業料を月額7,000円とすることにについては、合併時ではなく平成19年度から統一することから、新町における新体制のもとで議会などでの議論により決定するべきであり、合併協議会で決定するべきではないとする意見や、月

額7,000円とすることに賛成であるとする意見などが出されました。また、幼稚園の通園区域についての質問があり、現在は町単位による区域となっており、新町における区域のあり方を検討する必要があることなどから、継続して協議することとしました。

協議第35号 広報広聴関係事業について

【提案内容】

地域の情報をより詳しく住民の皆さんへ伝えるための広報誌発行やホームページ開設、地域住民の意見などを反映する行政懇談会の開催、町全域にわたる情報伝達手段として2町が実施している防災行政無線、有線放送について、次のとおり提案されました。

①広報誌は、毎月1回発行する。なお、発行日は原則1日とする。

②ホームページは、合併時に新たに開設する。

③町勢要覧は、新町において速やかに発行する。

④広聴関係については、行政懇談会の開催等により町民の行政に対する意見・要望等を十分配慮する。

⑤八郎潟町防災行政無線及び井川町有線放送は、新町においても情報伝達の手段として活用する。

【協議結果】

新町の全域にわたる情報伝達の手段として八郎潟町は防災行政無線、井川町は有線放送を活用することとなります。3町の住民の情報格差を是正するため、五城目町においてもこのような情報伝達方法が必要ではないかという意見がありました。五城目町の全域をカバーするためには相当の投資が必要となることから、新町の全体的な情報化施策については、今後の建設計画策定の中で検討することとし、提案とおりの調整内容とすることが確認されました。(第9回合併協議会で確認)

協議第36号 児童福祉事業、保育事業について

【提案内容】

誕生祝金などについては合併時に廃止することとし、保育園保育料については、合併後3年以内に国の基準の8割とすることなど、次のとおり提案されました。

①誕生祝金、出産奨励金については、合併時廃止する。

②児童館管理については、国庫児童館を町直営管理とし、児童厚生員を配置する。他の地域児童館については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

③児童手当、児童扶養手当等、児童福祉事業の国又は県が定める制度については、その要綱等に準拠し実施する。

④町立保育園運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑤保育料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後3年以内に国の基準の8割とする。

⑥障害児保育・乳児保育・延長保育・一時保育・休日保育・保育園地域活動については、民間保育園が実施する場合は引き続き支援し、町立保育園においては現行のとおり新町に引き継ぎ、実施する。

⑦地域子育て支援センター事業は、現行のとおり新町においても実施する。

【協議結果】

保育園保育料について、国の保育単価基準の8割とすることとして提案されましたが、保育園の園児数などにより保育料に違いが生じるこ

と、所得に応じた階層で保育料を定めており、住民税の非課税限度額の引き下げなどにより保育料が高くなること、また、保育園ごとに園児1人当たりに必要な費用の違いがあることなどから、この「8割」について精査することとし、あわせて子育て支援などの観点からも検討するため、継続して協議することとしました。

協議第37号 一部事務組合の取扱いについて

【提案内容】

3町すべてが加入している秋田県市町村総合事務組合、秋田県市町村会館管理組合や、3町以外の町村との構成により組織されている湖東地区行政一部事務組合(消防、火葬等)、大潟村ほか2町衛生処理組合(ごみ処理)、井川町・飯田川町共有財産管理組合(山林等管理)は、3町の法人格が消滅するため合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に当該組合に新町として加入する。八郎潟町と井川町の2町で構成する衛生処理施設組合(し尿処理)は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務や財産などを新町に引き継ぐことなど、次のとおり提案されました。

①3町が加入している一部事務組合は合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

②八郎潟町、井川町が加入している湖東地区行政一部事務組合は合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

③八郎潟町・井川町で構成する八郎潟町・井川町衛生処理施設組合は合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。一般職の職員は新町の職員として身分を引き継ぐ。

④八郎潟町が加入している大潟村ほか2町衛生処理組合は合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

⑤井川町が加入している井川町・飯田川町共有財産管理組合は合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

(第10回合併協議会で確認)

協議第9号の2 財産及び債務の取扱いについて

【提案内容】

3町の所有する財産や債務については、すべて新町に引き継ぐものとして第1回合併協議会において提案されましたが、今回の会議では、先に提出している財産等の現況を平成14年度末から平成15年度末の数値に変更し、新たに五城目町開発公社に関する事項を調整内容に加え、次のとおり提案されました。

- ①五城目町、八郎潟町、井川町の所有する財産、公の施設及び債務については、すべて新町に引き継ぐものとする。
- ②財団法人五城目町開発公社に対する出資に関する権利は、新町に引き継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとする。

【協議結果】

会議では、五城目町開発公社に関する運営状況などについて、採算の見通しがない観光施設は思い切って払い下げを行うような決断をすべきではないかとする意見や、町が開発公社から土地を買い取る際に、当初の取得価格より相当高い価格となっているのではないかなどの意見が出されました。これらの点について、

五城目町として現在検討し取り組もうとしている対策や、土地に関する資料等を提出して次回の会議で説明することとし、継続して協議することとしました。

五城目町開発公社は、昭和45年3月に設立し、公共用地、住宅用地、工場用地などの取得、造成、処分や平成7年3月から町が設置した五城館など7つの観光施設の管理受託や運営などを行っています。

公共用地として先行取得している未処分面積は平成15年度末で15件、159、757㎡で、期末棚卸価格は134、345、559円となっています。観光施設の管理に対する町からの委託料は平成15年度で73、406、000円となっています。

提案された事項

次回の合併協議会で協議される、保健衛生事業・健康づくり事業、上・下水道事業、消防団の取扱い、

消防防災関係事業の3つの案件についての調整案が提案されました。

協議第38号 保健衛生事業・健康づくり事業について

【提案内容】

①各保健施設の運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

- (1)五城目町保健介護支援センター、八郎潟町保健センター、井川町健康センターは、それぞれ五城目保健センター、八郎潟保健センター、井川保健センターとし、合併時に3地区に保健センターを置く。なお、井川保健センターは、診療所医師を所長とする。
- (2)国民健康保険井川町診療所の手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

②健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぎ、次のとおりとする。個人負担額については検診費用の2割程度を目処に新町において調整する。

- (1)基本健診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、

前立腺がん検診、結核検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯科検診を現行の内容を基準に調整し、平成18年度から対象者、個人負担額等の内容を統一する。

(2)井川地区の他機関と連携して実施している循環器健診は、関連事業（睡眠の質をみる検査、頸部エコー検診等）を含めて、新町においても引き続き実施する。

③母子保健事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、個人負担額については無料とする。

④予防接種については、現行の内容を基準に調整し、新町において実施する。なお、個人負担額については無料とするが、高齢者インフルエンザについては一定額を助成する。

⑤健康づくり推進事業については、現行の内容を基準に調整し、新町において実施する。(1)健康づくり推進員・保健委員は現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から「健康づくり推進員」として統一した活動を行う。

(2) 食生活改善推進員は、現行のとおり新町に引き継ぎ、全町規模で食生活推進員を育成し、その組織活動を支援する。

⑥ 老人保健事業については、現行の内容を基準に調整し、新町において実施する。

協議第39号 上・下水道事業について
【提案内容】

① 上水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 事業及び有形固定資産については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 事業会計については、合併時に統一する。

(3) 料金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併3年後を目処に統一を図る。

(4) 加入金については、合併時に廃止する。

(5) 関係手数料については、合併時に統一する。

② 簡易水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 料金については、現行のと

おり新町に引き継ぐ。

③ 下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 事業会計については、合併時に統一する。

(3) 使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併3年後を目処に統一を図る。なお、受益者負担金（分担金）については、現行のとおりとする。

④ 農業集落排水事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 事業会計については、合併時に統一する。

(3) 使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併3年後を目処に統一を図る。なお、受益者負担金については、現行のとおりとする。

⑤ その他

(1) 排水設備工事指定者の指定関係手数料については、合併時に統一する。

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、五城目町の例により合併後も継

続する。

(3) 水洗便所改造資金融資幹旋及び利子補給については、融資限度額、償還方法を除いて井川町の例による。

協議第40号 消防団の取扱い、消防関係事業について
【提案内容】

① 消防団の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 消防団は、合併後5年以内に統合する。統合するまでの間は、現行のとおり五城目消防団、八郎瀧消防団及び井川消防団の3つの消防団を置き、消防団連絡協議会を設ける。

(2) 消防団員の任期は副団長以上は3年とする。任用は18歳以上とする。また、定年は副団長以上は年齢要件なし、分団長以下は満63歳に達した年度末とする。

(3) 消防団の施設・設備については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

② 消防防災関係事業については、次のとおりとする。

(1) 地域防災計画及び水防計画は、新町において新計画を

策定する。

(2) 防災会議及び水防協議会は、合併時に新たに設置する。

(3) 防災拠点、消防水利及び自主防災組織は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(4) 災害対策本部は、新町において統一を図る。災害時に支障が生じないよう、指揮命令系統については合併時までに調整を図る。

(5) 災害弔慰金については、国の制度に準拠し、合併時までに統一する。

(6) 災害見舞金の制度については、合併時までに統一する。



第10回合併協議会の会議の様子

合併協議会では、今後の3町の合併に関する協議を行うための見識を高めることなどを目的として、3町の公共施設等の現地視察を行っています。7月17日には八郎潟町、井川町の小中学校、保育園、公民館、福祉施設、体育館など約60カ所の公共施設等を視察しました。視察した主な施設について紹介します。

in 八郎潟町



塞ノ神農村公園



うたせ館（八郎潟展示館）



スパーク八郎潟



弁天球場



町民体育館



オリンピック記念会館



八郎潟小学校



八郎潟中学校



八郎潟中学校（武道場）



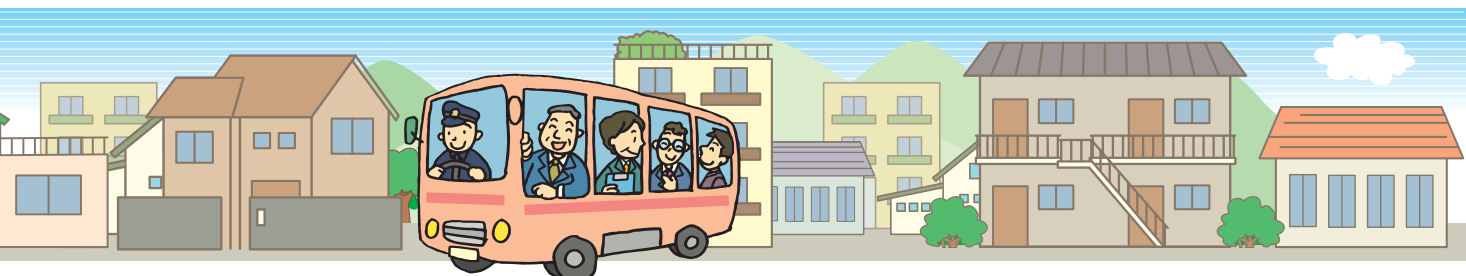
八郎潟幼稚園



八郎潟町役場



八郎潟町役場（議場）



3町施設等視察研修

in 井川町



日本国花苑



井川こどもセンター



井川こどもセンター（保育室）



診療所



さくら苑（特別養護老人ホーム）



ゆうゆう（老人福祉センター）



井川小学校



井川中学校



井川中学校（体育館）



寺沢公民館



井川町役場



井川町役場（議場）



合併協定項目の協議状況

(平成16年7月28日現在)

提案、協議済:○ 継続協議:△ 確認:◎

区分	No.	協定項目	提案	協議	確認	区分	No.	協定項目	提案	協議	確認
基本的項目	1	合併の方式	○	○	◎	各種事務事業の取扱い	24	電算システム事業			
	2	合併の期日	○	○	◎		25	広報広聴関係事業	○	○	◎
	3	新町の名称	○	○	◎		26	交流事業(国際交流、姉妹都市交流事業)	○	○	◎
	4	新町の事務所の位置	○	△			27	納税関係事業			
	5	財産及び債務の取扱い	○	△			28	消防防災関係事業	○		
合併特例法による項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	○	○	◎		29	交通関係事業	○	○	◎
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○	○	◎		30	窓口業務	○	○	◎
	8	地方税の取扱い					31	保健衛生事業	○		
		(協議細目) 地方税(都市計画税を除く)の取扱い	○	○	◎		32	環境対策関係事業			
	9	一般職の職員の身分の取扱い	○	△			33	ごみ収集運搬業務事業			
10	地域審議会				34		保育事業	○	△		
すり合わせが必要な項目	11	特別職の職員の身分の取扱い	○	○	◎		35	社会福祉協議会の取扱い			
	12	条例、規則等の取扱い	○	○	◎		36	児童福祉事業	○	△	
	13	事務組織及び機構の取扱い					37	障害者福祉事業			
	14	一部事務組合等の取扱い	○	○	◎		38	高齢者福祉事業			
	15	使用料、手数料等の取扱い	○	○	◎		39	その他の福祉事業			
	16	公共的団体等の取扱い	○	○	◎		40	健康づくり事業	○		
	17	補助金、交付金等の取扱い	○	○	◎		41	農林水産業関係事業	○	○	◎
	18	字名の区域及び名称の取扱い	○	○	◎		42	商工観光関係事業			
	19	慣行の取扱い	○	○	◎		43	勤労者・消費者関連事業			
	20	国民健康保険事業の取扱い	○	○	◎		44	建設関係事業	○	○	◎
	21	介護保険事業の取扱い	○	○	◎		45	上・下水道事業	○		
	22	消防団の取扱い	○				46	学校教育事業	○	△	
	23	行政区の取扱い				47	社会教育(生涯学習)事業				
					48	町立学校の通学区域の取扱い	○	△			
					49	文化振興事業					
					50	コミュニティ施策(施設)事業					
					51	その他の事業					
					新町建設計画	52	新町まちづくり計画				
						(協議細目) 策定方針の確認	○	○	◎		

第11回 合併協議会 開催の お知らせ

日時:平成16年8月31日(火)午後1時
 場所:八郎瀧町農村環境改善センター
 案件等:学校教育事業・通学区域の取扱いについて
 児童福祉事業・保育事業について
 財産及び債務の取扱いについて
 保健衛生事業、健康づくり事業について
 上・下水道事業について
 消防団の取扱い、消防防災関係事業について など



協議会はどなたでも傍聴できます

編集・発行 五城目町・八郎瀧町・井川町合併協議会 事務局
 〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階事務室
 電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

E-mail info@ghi-gappei.jp ホームページアドレス http://www.ghi-gappei.jp